



令和5年度 生徒募集要項

埼玉県立小川高等学校（定時制の課程 普通科 男女共学）

〒355-0328 埼玉県比企郡小川町大塚 1105 TEL 0493-72-1158 FAX 0493-71-1045

第1 募集人員及び出願資格等

- 1 募集人員 40名（男女共学）
- 2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ、(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という）を卒業した者又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

第2 一般募集

- 1 出願資格 第1の2に該当する者。
- 2 出願手続

(1) 出願書類

- ア 「入学願書」、「受検票」
- イ 「入学選考手数料」

- (ア) 「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙（950円）を貼って、消印しないで提出すること。
- (イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 「調査書」

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 送付票を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月9日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	本 校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が持参する。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。本校校長は、受領書を交付する。
受検票の 交 付	「受検票」を2月13日（月）午後3時までに投函する。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。	令和5年2月10日(金) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 令和5年2月13日(月) 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	「受検票」を2月13日(月)午後3時まで に投函する。	「入学願書」等を受理した後、「受検票」を 交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を、2(2)アの表に示す期間に、本校及び高校教育指導課へ提出する。

提出方法は、郵送または持参とする。郵送する場合は、「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。「入学願書」等と同一の封筒で郵送する場合には朱書きで併記すること。

3 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に、「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和5年2月15日(水)から2月16日(木)まで
 受付時間は、2月15日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
 2月16日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び「受検票」を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。

ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

ア 入学選考手数料

(ア)同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

(イ)定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

(ウ)県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。

(エ)一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」を交付する。

5 志願取消

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び「受検票」を速やかに本校校長に提出すること。

6 学力検査

- (1) 志願者は、令和5年2月22日（水）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
なお、追検査を受検する場合は「14 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項による。
- (7) 集合時刻及び場所 午前8時30分までに、本校へ集合すること。
- (8) 携行品等
 - ア 携行品は次のとおりとする。
受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、弁当、上ばき
 - イ 検査時には次の使用を認める。
鉛筆（シャープペンシルも可とする。）、消しゴム、三角定規（直定規も可とする。）、コンパス、計時機能のみの時計
 - ウ 次のものは携行してはいけない。
学力検査に必要なもの、学力検査の公平性を損なうおそれのあるもの（例えば、下敷き、分度器（もしくは類似機能を持つ文具類）、文字や公式等が記入された定規等、和歌や格言等が印刷された鉛筆等、色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン、計算機、計算機能や辞書機能等のある時計、携帯電話等の電子機器類）
 - エ 受検票は常に携行し、検査中は定められた場所に置くこと。

7 面接

- (1) 実施日 令和5年2月24日（金）
- (2) 集合時刻及び場所 指定された時刻に本校の教室に集合する。詳細は学力検査終了後に説明する。
- (3) 携行品 受検票、上ばき、筆記用具
- (4) その他 個人面接とする。急病その他やむを得ない事情により面接を受けられない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

8 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

1	日時	令和5年3月3日（金）午前10時
2	場所	本校玄関前
3	方法	受検番号を掲示する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。
※ ウェブによる発表 令和5年3月3日（金）午前9時（URL等は別途定める。）		

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、令和5年3月3日（金）午前9時から正午までに、本校校長から必要書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。
- (4) 入学許可候補者説明会は、令和5年3月20日（月）に行う。

9 追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者、または一部受験者は令和5年3月6日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和5年2月24日（金）に実施する面接を受験した志願者は、追検査を受検できない。
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した

場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を令和5年2月24日（金）正午までに本校校長に提出すること。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」及び「追検査受検者個人カード」を交付する。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施し、募集人員は定めない。この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和5年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認められた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に〇を付すこと。

4 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「第2 一般募集」による。

第4 定時制の課程における特別募集

1 募集人員

募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

(1) 第1の2の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者。

(2) 令和5年3月31日現在、19歳以上の者（平成16年4月1日までに生まれた者）。

3 出願手続

(1) 出願書類

「入学願書」「受検票」「入学選考手数料（第3の3の(1)のイによる。）」「志願理由書」「中学校卒業証明書」
「写真1枚（受検票の所定の位置に貼付する。）」
（縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入しておくこと。）

(2) 入学願書等の提出期間及び受付時間

令和5年2月10日（金）	午後2時から午後7時まで
令和4年2月13日（月）	午後2時から午後5時までとする。

4 志願先変更

(1) 志願者は、次の期間内において1回に限り、志願先を変更することができる。

令和5年2月15日（水）	午後2時から午後7時まで
令和5年2月16日（木）	午後2時から午後5時までとする。

(2) 手続は、第3の7による。

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

6 作文及び面接

令和5年2月22日（水）に実施する。午前8時30分までに、本校へ集合すること。面接は個人面接とする。

7 その他

詳細は、令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

第5 その他

1 私立中学校からの出願、県外中学校等からの出願、海外の日本人学校等からの出願については、事前に本校校長に連絡をする。

2 東日本大震災に係る被災者で、保護者等とともに埼玉県内に居住又は在住し、県内中学校に通学している者が出願する場合は、事前に本校校長に連絡をする。ただし、住民票を埼玉県内に移している者はその限りではない。

3 入学者選抜に関する詳細は、令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項入学者選抜要領による。